

福島県 幼児教育振興指針

充実した幼児教育
の推進

幼小連携の推進



保育者の資質向上
の推進

家庭や地域との
連携の推進

福島県・福島県教育委員会

令和6年10月

はじめに

少子高齢化や子どもたちを取り巻く社会や生活の在り方に様々な変化が起こる予測困難な状況の中、将来の社会を担う子どもたちに、未来に向けてたくましく生き抜く力を育むことが求められています。

また、海外の研究※1においては、非認知能力を幼児期に身に付けていくことがその後の学力や運動能力に影響を与えることや、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるといったことが発表されており、本国においても幼児教育の重要性が高まってきています。

本県においては、東日本大震災及び原子力発電所事故以降、他の地域よりも複雑な課題を抱えていることから、今後も続く復興・創生への歩みの中においても、大切な県民の一人である乳幼児期の子どもの学びを教育という観点から協働的に支え、健やかな成長を促す役割を幼児教育に関わるすべての人たちで担う必要があります。

そこでこのたび、幼児教育振興指針（以下、本振興指針）を策定するにあたり、幼児教育施設の種類の違いや所管の違いを越えて本県の行政機関内で連携し、一体となって幼児教育を支援する体制の構築に取り組んでしました。

そして、時代や実態に即した内容となるよう、実態調査や検討を重ね、県内の幼児教育に関して目指す方向性を振興指針という形でまとめるに至りました。特に、対象とする子どもについて、一般的には幼児教育は3歳から就学前の子どもを対象としていますが、本振興指針においては、0歳から就学前までと広く捉えることとしました。これは、子どもの育ちはつながりのあるものであり、幼児教育の考え方や取組を3歳から区切って取り入れるのではなく、0歳のうちからこれから育ちゆく姿を見通して徐々に行っていきたいとする考えからです。ゆえに、対象施設についても、0歳児から子どもを預かる幼児教育施設も含めた、県内すべての幼児教育施設としています。

このような本振興指針について、本県の幼児教育に関わる多くの方に目を通していただくとともに、求める子どもの姿の具現化を目指し、互いに連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

なお、本振興指針につきましては、今後、社会情勢や教育動向、県内の幼児教育の実態等の変化を捉え、必要に応じて適宜見直し、修正を図ってまいります。

※1 ペリー就学前プロジェクト：米国ミシガン州イプスランティ市学校区ペリー小学校附属幼稚園で実施された40年にわたる追跡調査であり、調査では、子どもたちを就学前教育を施すグループと施さないグループの2つに分けて行いました。その結果、質の高い幼児教育を施せば、本人のみならず、社会全体にも好影響を及ぼすということや、教育で重要なのは、忍耐力や協調性、計画力などの非認知能力であることがあげられています。

<目 次>

はじめに	P.1
目次	P.2
用語解説	P.4



① 策定の趣旨 P.5

1 目的	P.5
2 対象	P.7
3 推進体制	P.8

② 福島県の現状から捉える求める子どもの姿・保育者の姿 P.9

1 子どもを取り巻く環境の変化	P.9
2 東日本大震災や原子力災害、感染症等による影響	P.10
3 幼児教育施設の状況	P.12
4 求める子どもや保育者の姿	P.12

③ 「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」を育むための推進構想 P.16

1 充実した幼児教育の推進 P.16

本文中に出てくる福島県幼児教育に係る実態調査の結果全体を閲覧することができます。



(1) 幼稚園教育要領等の理解に基づく幼児教育の展開	P.16
<推進者としての取組>	P.17
(2) 資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメント	P.18
<推進者としての取組>	P.18
(3) 特別な配慮を必要とする子どもへの指導	P.18
① 障がいのある子どもなどへの指導	P.19
② 外国籍の子どもや帰国した子どもへの配慮	P.20
<推進者としての取組>	P.20
(4) 健康と安全	P.21
① 子どもの健康及び安全	P.21
② 園における安全対策と防災教育	P.21
<推進者としての取組>	P.22

2 幼小連携の推進 P. 23	(1) 連携の目的 P. 23 (2) 連携の現状と課題 P. 23 (3) 推進者としての取組 P. 24 ① 幼児教育と小学校教育の相互理解の促進について P. 24 ② 接続期のカリキュラムの編成・改善について P. 25
3 家庭や地域との連携の推進 P. 27	(1) 保護者との連携 P. 27 ① 現状 P. 27 ② 課題 P. 28 (2) 地域や関係機関との連携 P. 28 ① 連携の必要性 P. 28 ② 課題 P. 28 (3) 推進者としての取組 P. 29 ① 保護者との連携について P. 29 ② 地域や関係機関との連携について P. 30
4 保育者の資質向上の推進 P. 31	(1) 園内研修の充実 P. 31 (2) 園外研修の活用 P. 32 ① 他園の保育参観研修 P. 32 ② 外部の研修会等 P. 32 (3) 組織的、計画的な人材育成 P. 33 (4) 資質向上に向けた体制づくり P. 33 (5) 推進者としての取組 P. 33

4 福島県行政の取組 P. 35 ※ 本振興指針における4つの推進の柱を支える県庁内3課を中心とした取組等を掲載。	1 ふくしま幼児教育研修センターの役割 P. 35 2 保育者等への研修機会の充実に向けて P. 36 3 子育ての支援に向けて P. 37 4 保育人材の確保等に向けて P. 38 5 施設・設備面の改善に向けて P. 38
---	---

5 参考資料等 P. 39	1 主な法令等の変遷 P. 39 2 参考通知等 P. 39 3 参考刊行物 P. 40 4 本県の各種計画等 P. 40
----------------------	--

連携会議委員一覧
 ワーキング・グループ構成員一覧
 事務局
 幼児教育振興指針策定の経過

P. 41
 P. 42
 P. 43
 P. 43

本振興指針に関するパブリックコメントについて閲覧できます。



用語解説（本振興指針内で用いる各用語）

項 目	説 明
福島県幼児教育振興指針（振興指針）	令和6年10月に策定・公表した本振興指針のこと。本県の乳幼児期の教育に関する取組の方向性を振興指針として示したもの。
子ども（たち）	小学校就学前の0～6歳までの子ども（たち）の総称。
幼児教育施設（園）	就学前の教育・保育施設である幼稚園、認可保育所、地域型保育事業施設、認定こども園各種、認可外保育施設及び特別支援学校幼稚部等の総称。0歳児から就学前までの子どもを預かるすべての施設を指す。
保育者（保育人材）	主に、幼児教育施設で勤務する幼稚園教諭、保育士、保育教諭とするが、文脈によっては直接保育に携わる他の職員も含む。
幼児教育	本振興指針においては、乳児も含めた0～2歳児も幼児教育の対象として広く捉え、乳幼児期の教育・保育の総称として用いている。
福島県幼児教育に係る実態調査（実態調査）	令和5年11～12月に、本振興指針策定に向けて実施した実態調査。調査対象は、県内の認可されている幼児教育施設と全小学校。
非認知能力	テストで計測される学力やIQなどとは違い、主に意欲・意志・情動・社会性に関わるものであり、自分の感情をコントロールして行動する力があるなど性格的な特徴のようなもの（「自制心」「自己効力感」「勤勉性」「やりぬく力」等）。「社会的情動能力」「社会情動的スキル」とも言われる。特に幼児期に顕著な発達が見られるとされている。国が示す育みたい資質・能力のうち「学びに向かう力・人間性等」に非認知能力の多くの要素が重なる。
幼小連携	幼児教育施設と小学校の間において、相違点や共通点等を理解し合い、乳幼児期の育ちを小学校に円滑につなぎ、さらに伸ばしていくための連携のこと。
幼稚園教育要領等	平成29年3月に告示された「幼稚園教育要領（文部科学省）」、「保育所保育指針（厚生労働省）」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省）」の総称。
推進者	本振興指針における4つの推進の柱を主体となって推進する者のこと。県内の幼児教育に関し、包括的に支援する形で推進していく県の行政をはじめ、市町村の行政、幼児教育施設、特別支援学校、小学校、保護者、地域等のことを指す。
カリキュラム・マネジメント	編成、実施した教育課程やカリキュラム等が教育目標や保育目標等を効果的に実現する働きをするよう、実施状況を評価し、改善を図ること。
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	幼稚園教育要領等に示されており、幼児教育のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の園修了時や小学校就学時における具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するもの。
個別の指導計画	障がいのある子どもなどへ、長期的な視点で一人一人の特性に応じた指導内容や指導方法等を検討し、作成する指導計画のこと。
架け橋期のカリキュラム	義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間で「架け橋期」と呼び、幼保小の円滑な接続をより一層意識して作成するカリキュラムのこと。架け橋期のカリキュラムは、各自治体での開発会議における架け橋プログラムを進める中で作成される。 ※ 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（令和4年 文部科学省）参照

1 策定の趣旨

1 目 的

(1) 国における乳幼児期の教育動向

※ 近年の主な関係法令等の変遷については、P.39 に一覧を掲載

「教育基本法」、「学校教育法」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」）」において、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、その後の教育の基礎を培うものとして、幼児教育の重要さが明記されています。

また、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）では、子育てを社会全体で支援することが示されています。

さらに、近年の教育動向を見ていくと、平成27年から始まった子ども・子育て支援制度では、幼児期における教育の重要性や幼児教育施設における教育・保育の質の向上が求められることなどが示されました。

平成29年3月には、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「幼稚園教育要領等」）が告示されました。ここでは、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成や教育内容の整合、環境を通して行う教育が幼児教育の基本であること、幼児教育と小学校教育との円滑な接続などが重視されています。

令和5年4月施行の「こども基本法」では、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもに関する取組を総合的に推進することを目的としています。

同年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」（令和5年度～9年度）においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイング※1の向上」を今後5年間の教育政策の柱としました。また、予測困難なVUCA※2の時代において社会や時代への変化に対応できる人づくりの推進計画を示しています。特にその中では、人格形成の基礎を培う幼児期における幼児教育の質の向上や家庭教育支援の重要性について明らかにしました。

※1 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを言い、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念です。

※2 VUCA：Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）という4つの単語の頭文字をとった言葉で、目まぐるしく変転する予測困難な状況を意味します。

(2) 本県における取組の現状

福島県総合計画（2022年～2030年）に基づく第7次福島県総合教育計画

(2022年～2030年)やふくしま新生子ども夢プラン(令和2年度～6年度)に沿い、県の行政はこれまで幼児教育の質の向上や幼小連携の充実に向けた研修事業、子育て支援事業、保育人材の確保に関わる事業等について、それぞれの幼児教育施設を所管する担当課ごとに取り組んできました。

しかしながら、幼児期本来の「環境を通して行う教育」、「遊びを通しての総合的な指導」を重視した幼児教育について県内の状況を見渡すと、園により差異が見られます。

また、幼児教育と小学校教育との連携において、保育観や教育観への相互理解や子どもの育ちへのまなざしを一つにした取組について十分ではなく、円滑な接続がなされているとは言い難い状況もあります。

さらに、家庭や地域との連携の面では、子育てをする保護者への支援がさらに求められています。

このような現状から、幼児教育に関わる者同士で幼児教育について共通理解を図るとともに、保育者の資質向上に向けた各種研修や園運営への支援を充実させたり、子育て支援を充実させたりする必要があります。

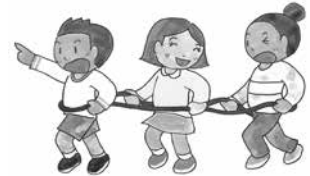
(3) 求める子どもの姿(詳細 P.13)

本県の乳幼児期において求める子どもの姿を次のように設定します。

遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども

幼児期の生活のほとんどを占めるのが、遊びです。幼児期の生活そのものが遊びであり学びであると言っても過言ではありません。

東日本大震災や原子力災害等の影響を受けた本県であっても、幼児期の子どもが主体的に遊ぶことを繰り返し、その中で子ども自身が遊びを創り出し、心身共にたくましい子どもに育ててほしいという願いや、他者を認め、信頼し、対話しながら成長していったほしいという願いを、この求める子どもの姿に込めています。



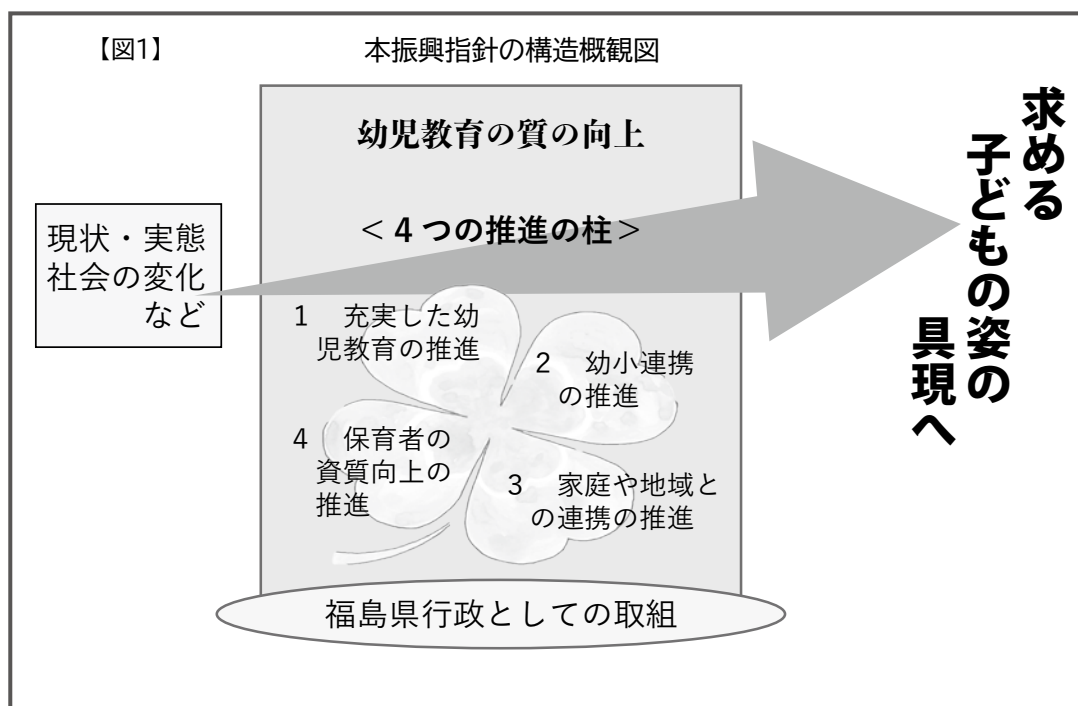
このような求める子どもの姿は、福島県総合計画にある『『ふくしまならでは』の教育の充実』で育成しようとしている「急激な社会の変化の中において、自分の人生を切り拓くたくましさをもち、多様な個性をいかしながら、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人」につながるものです。

(4) 幼児教育振興指針の目的

本振興指針では、求める子どもの姿「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」の実現を目指しています。そのためには、幼児教育の質の向上が重要です。そこで、本振興指針では、福島県総合計画をはじめ、幼稚園教育要領等を踏まえるとともに、

令和5年度に実施の福島県幼児教育に係る実態調査（以下、実態調査）の結果等を基に本県の現状を捉え、有識者による連携会議やワーキンググループを重ねることを通し、4つの柱を設けるに至りました。その柱とは「1 充実した幼児教育の推進」「2 幼小連携の推進」「3 家庭や地域との連携の推進」「4 保育者の資質向上の推進」の4点です。それぞれの柱においては、各推進者（市町村行政や幼児教育施設、小学校、特別支援学校、保護者、地域等）により取り組む方向性を「推進者としての取組」の項目を設け、例をあげて掲載しています。

また、県の行政としては、4つの柱についての取組を包括的に支える形で推進していく構造としています【図1】。



2 対 象

本振興指針で求める子どもの姿「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」において、対象とする子どもは、県内における就学前のすべての乳幼児（未就園児も含む。）としています。

なお、対象とする子どもが通う関係施設としては、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外の保育施設、特別支援学校等があります。

また、本振興指針に記載されている保育者とは、関係施設で勤務する幼稚園教諭、保育士、保育教諭を指します。（文脈によって、保育に携わる者すべてを指す場合もある。）

県内の子どもたちに関わるすべての方々が本振興指針を理解し、「推進者としての取組」としてあげた例を基に、それぞれの立ち位置からできることを考え、実行することによって子どもたちの育ちを支えていく必要があります。

3 推進体制

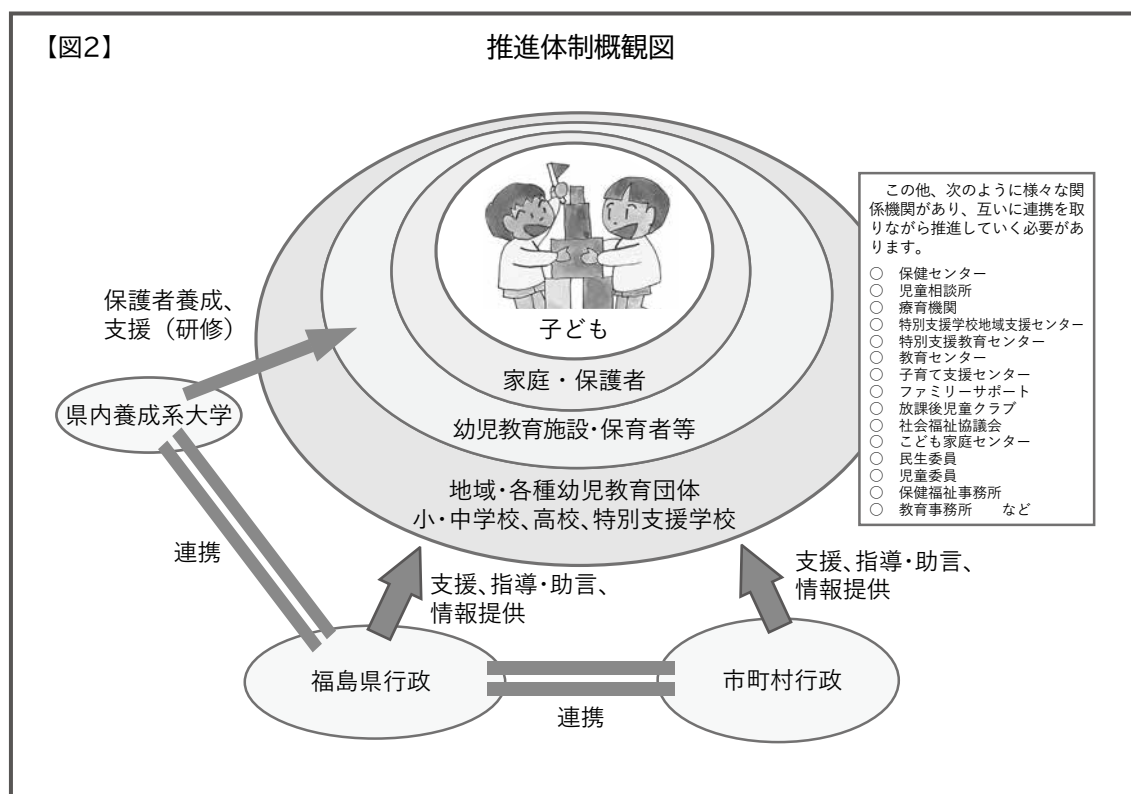
本振興指針について、様々な関係者や関係機関が連携し、取り組んでいく際の推進体制を【図2】の概観図に表しました。

子どもを中心に据え、子どもに近い関係者や関係機関等が子どもの周囲を包み込むような形で、求める子どもの姿を目指し本振興指針の各取組を推進する者として、互いに連携しながら取り組んでいく様子を表しています。

また、市町村行政や県行政といった行政機関は、子どもを中心とする関係者や関係機関を含めて包括的に支援等を行うため、周囲に位置付けています。

さらに、養成系大学は、保育者養成や保育者向けの研修等に関して連携する立場で本振興指針を推進するように配置しています。

なお、図示した関係機関以外にも、様々な関係機関や関係者が図の右側に掲載したように存在しています。

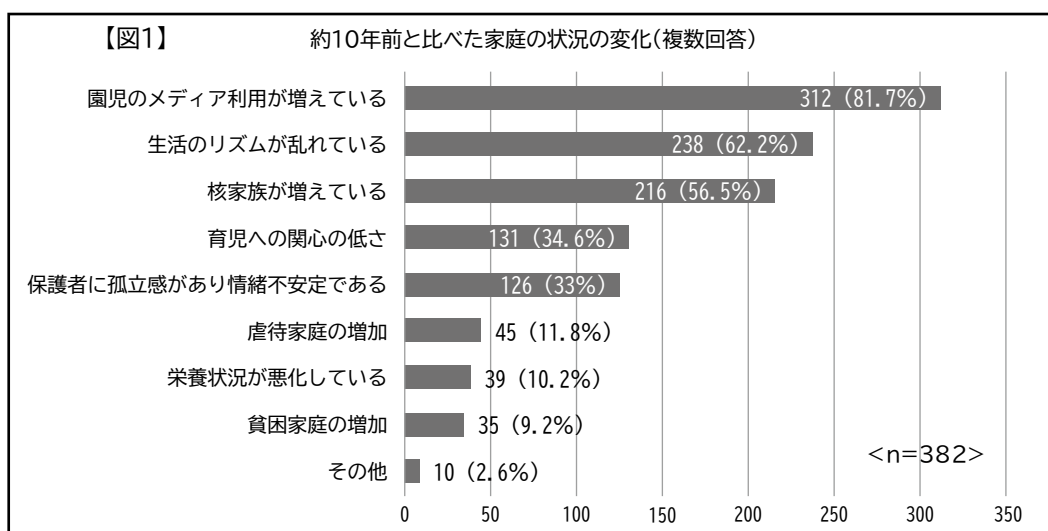


2 福島県の現状から捉える求める子どもの姿・保育者の姿

1 子どもを取り巻く環境の変化

(1) 家庭における子どもの周りの環境の変化

情報化やグローバル化など、社会の変化が激しい時代と言えます。そうした変化は子どもを取り巻く環境の中でも起きています。実態調査において、約10年前との比較で家庭における環境の変化を各園に聞いてみると、県内の回答園全体の91%以上で「変化がある」と回答しています。中でも【図1】のように、最も変化を感じているものとして「園児のメディア利用が増えている」が81%以上にのぼるなど、この10年間に於いてメディア利用に関する変化を大きく感じている現状があります。



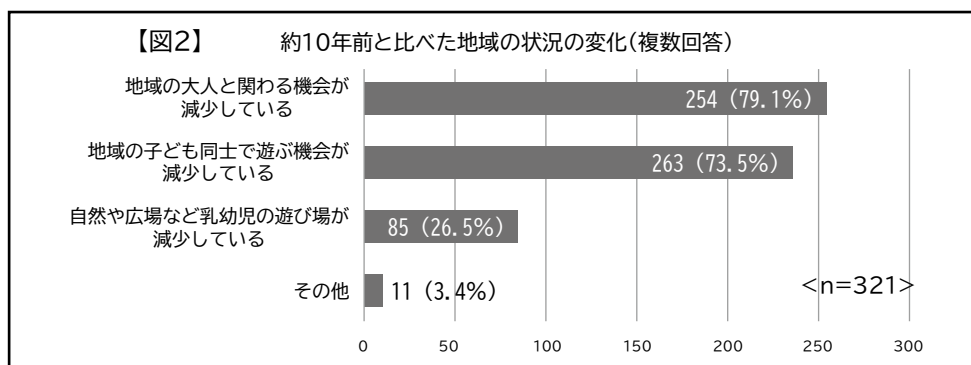
(2) 家庭・地域の状況の変化

家庭での子どもの周りの環境の変化のみならず、子どもを取り巻く家庭や地域の状況にも変化が起きているのが現状です。

実態調査【図1】から、約10年前と比べ「核家族が増えている」との回答が56%以上、「育児への関心の低さ」「保護者に孤立感があり情緒不安定である」との回答が30%以上であることが分かります。

また、約10年前との比較で地域の状況の変化を聞いた実態調査では、約77%の園が「変化がある」と回答しており、その中でも【図2】にあるように「地域の大人と関わる機会が減少」が約80%、「地域の子どもの同士で遊ぶ機会が減少」との回答が約74%でした。

こうした家庭や地域社会の変化を受け入れつつも、目の前の子どもたち、地域の子どものためのよりよい育ちに向けた取組を考え、実行していくことが必要です。



2 東日本大震災や原子力災害、感染症等による影響

(1) 東日本大震災や原子力災害による影響

2011年3月11日に起きた東日本大震災及びそれに伴う原子力災害による影響は、県内に避難指示解除を待つ地域がまだあることのほかに、風評や心理面などにも表れています。

実態調査では、園の約10%において、今なお何らかの影響があるとの回答を得ました。例えば、食材の提供に関する影響や屋外での活動制限などに関する影響です。また、影響があると回答した園では、半数近くで子どもや保護者が何らかの心理的影響を受けている現状があります。

こうした自然災害や原子力災害の影響の大きさや程度、感じ方、考え方は、個人により一人一人異なります。子どもや保護者と密接に関わる者としては、自然災害や原子力災害の影響にも想像力を働かせたり、意識を向けたりすることを大切にしながらも、求める子どもの姿に向けて本県で取り組むべきことについて進めていくことが求められます。

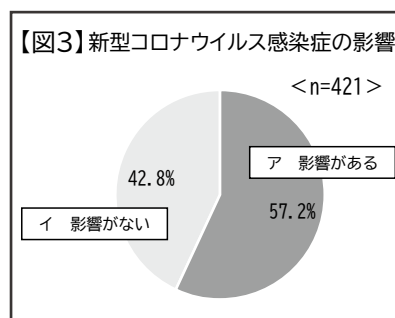
(2) 新型コロナウイルス感染症による影響

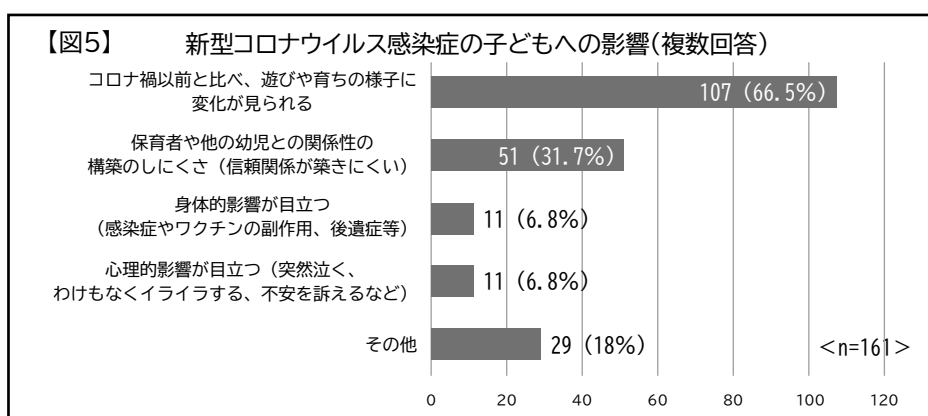
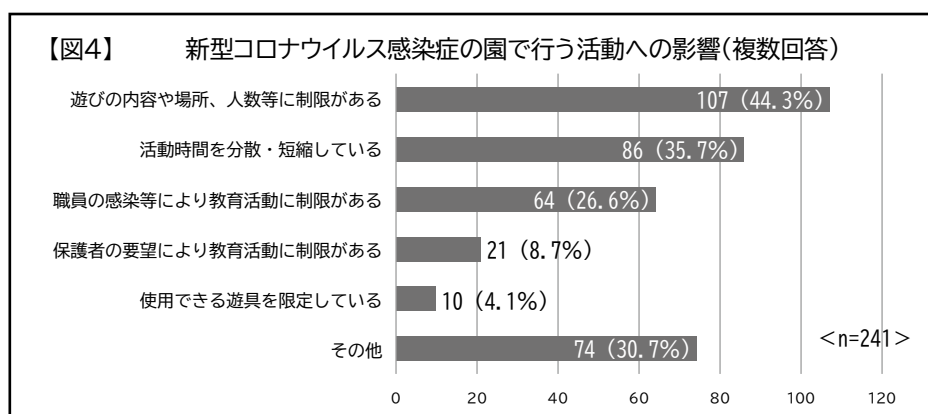
新型コロナウイルス感染症が園における活動等に「影響がある」と回答した園は半数を超え

【図3】、その内容については、子どもの遊びの内容や場所、時間に関する制限についての影響を感じている園が多い結果でした【図4】。

新型コロナウイルス感染症の予防対策は、子どもを感染から守るためにせざるを得なかった対策と言えます。しかし、その影響は子どもや保護者に対して少なからずあることが、実態調査を通して分かりました。

実態調査【図5】は、子どもに関してどのような影響があったのかについての回答結果ですが、遊びや育ちの様子の変化や人同士の関係性の構築のしにくさなどへの影響がありました。

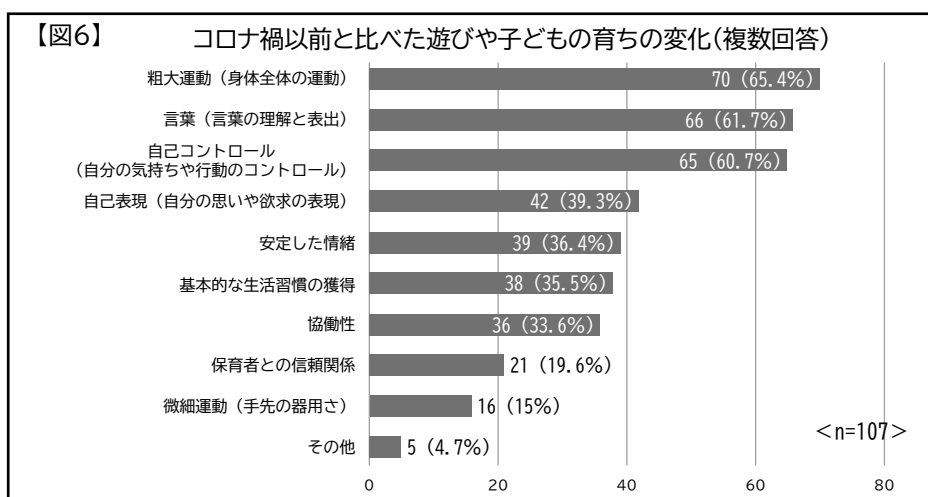




子どもの遊びや育ちの様子の変化に「影響がある」と回答した園を、さらに詳しく見ていくと、半数以上の園が粗大運動、言葉、自己コントロールについての影響を感じていることが分かります【図6】。

以上のことから、身体面、情緒面、人間関係構築の面など様々な面に影響が出ていると捉えることができます。

幼児教育に関わる方々は、こうした結果や目の前の実態を十分に理解した対応が日々求められるとともに、これから起きるかもしれない自然災害や感染症等に対し、これまでの経験や知恵を生かし、負の影響を最小限にする取組が求められます。



3 幼児教育施設の状況

(1) 幼児教育施設の現状

本県の園種別の施設数や保育者数、子どもの数については、次のとおりです。

【施設数及び保育者数、子どもの数】

	施設数(園)	保育者数(人)	子どもの数(人)
公立幼稚園	99	441	3,506
私立幼稚園	94	990	8,540
公立幼保連携型認定こども園	35	527	2,289
私立幼保連携型認定こども園	85	1,894	10,770
公立保育所	128	2,016	20,022
私立保育所	154	2,502	
総 計	595	8,370	45,127

※ 幼稚園及び幼保連携型認定こども園については「令和6年度学校基本調査の結果速報(令和6年5月1日現在)」を基にしています。(施設数は、休園を含む。保育者数は、本務者の数を表しています。)

※ 保育所数については、「福島県保健福祉部子育て支援課調べ(令和6年5月28日時点)」を基にしています。(休園を含む。)

※ 保育所における保育者数については、「令和6年度保育所等の職員配置状況等調査(令和6年4月1日時点)」を基にしています。

※ 保育所における子どもの数については、「令和6年度保育所等利用待機児童数調査(令和6年4月1日時点)」を基にしています。

また、保育者の経験年数ごとの人数の割合は園ごとに差はありますが、実態調査を全体的に捉えてみると、10年未満の経験者と10年以上の経験者の割合が概ね半々でした。様々な経験年数の保育者が園において勤務していることが分かります。

各園では、経験の違いを強みとして生かし、幼児教育の質が高まるよう、職員間でコミュニケーションを図りながら幼児教育にあたっていくことが重要です。

(2) 職員の勤務体制や役割

現在の勤務体制や職員数の中で、保育者が休暇を取得したり園外研修に出張したりする際などは、保育者間の連絡調整や保育体制の工夫により、十分な幼児教育を可能にすることが必要となります。

また、園には、園長、副園長、保育者以外に、様々な役割を担う職員がおり、幼児教育を支えています。幼児教育の質を向上させるためには、最も多くを占める保育者の資質向上や研修の充実に取り組むほか、子どもに関わるすべての職員間での幼児教育に関する園の方針の理解とそれに基づく取組の徹底が必要です。

4 求める子どもや保育者の姿

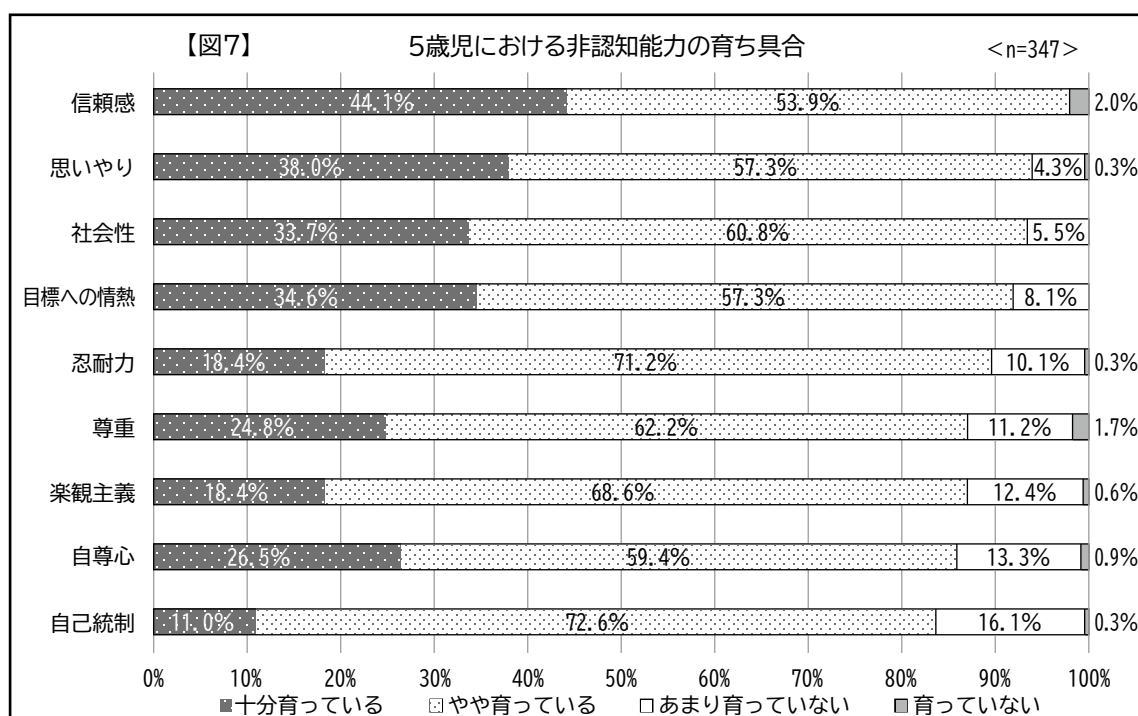
(1) 乳幼児期に大切にしたい力

現代の変化の激しい社会の動きや子どもたちを取り巻く環境の中にあっても、

適切に対応していく力を子どもたちに身に付けさせたいものです。

そこで、子どもたちが自律的に幸せな人生を送るために欠かせない力とされている非認知能力に関し、5歳児の育ち具合を聞く形で実態調査を行いました【図7】。結果は、「十分育っている」と「やや育っている」を合わせると、すべての項目が概ね9割前後となります。一方で、「十分育っている」だけに焦点を当てて見てみると、忍耐力、楽観主義、自己統制については他の項目よりもやや低い結果でした。

子どもは、遊びや人との豊かな関わりの中で様々な力を一体的に培っていくとされていることから、ここで取り上げた非認知能力は、遊びや人との関わりの中で、認知能力とともに一体として今後も引き続き育んでいく必要があります。



(2) 求める子どもの姿

遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども

世の中の様々な社会情勢や本県におけるこれまでの自然災害や原子力災害等による影響の中、福島県総合計画で求めている人間像や本県の乳幼児期の子どもたちの現状、乳幼児期に大切にしたい力等を基に、本県での求める子どもの姿を「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」と設定しました。

「遊びを創り」とは、遊びはだれかに与えられるものではなく、子ども自らが、自分の周りにある環境（あらゆる人・もの・こと）に主体的に働きかけ、直接的・

具体的な体験を伴いながら戯れ、遊びを思いつき、夢中になって遊びを展開・発展させ、自己実現を繰り返し、遊びを自ら生み出していくといった姿を表しています。こうして遊ぶ姿は、子どもに関わる大人が考える想定を超えることもあるほどです。



「たくましく」には、困難に負けずに耐えたり、しなやかに乗り越えたりする心や、自分の感情の動きや言動について発達段階や育ちのペースに応じて気付いたりコントロールしたりする心をもった子どもの姿を表しています。また、十分な食事と運動により、健康な体をつくる子どもなど、体も強くしていく子どもの姿も含んでいます。このように、「たくましく」は、心身ともに満たされたウェルビーイングである状態の子どもの姿を表しています。

「共に育つ」とは、多様な他者を尊重し、個々の特性を認め合い、信頼し、協力し合い、対話しながら一緒に遊ぶ中で成長していく子どもの姿をイメージしています。

本県では、東日本大震災や原子力災害の影響、また新型コロナウイルス感染症の影響が残る中において、再び災害の影響を受けようとも、急激な社会の変化が起きようとも、負けることなくたくましく自分の人生を切り拓き、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造しながら自己実現を図っていく強い人間を目指しています。本振興指針で示す求める子どもの姿を求め、非認知能力を育むことは、このような本県で求める人間像に迫るものであると考えます。

幼児教育に関わる一人一人が、求める子どもの姿の設定の背景を理解し、それぞれの生活条件や環境、地域性を生かしながら連携して取り組むことで、以上のような子どもの姿に迫ることができると考えます。

(3) 求める保育者の姿

子どもの豊かな育ちを支える保育者

保育者は、「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」の姿が現れるように、日々の幼児教育において子どもたちの環境を適切に構成し、心身ともに健康でたくましく育つよう計画を見直しながら援助を重ね、子どもが個性を発揮したり個々の特性を認め合ったりしながら共に育つよう寄り添うことが大切です。

また、保育者は、家庭において子どもを育てている保護者に対しても気を配り、コミュニケーションを図りながら協力体制を築き、適切な子育てへと導く必要もあります。

さらに、家庭や地域での生活においても、子どもが自己を発揮し、伸び伸びと育つ

ように、保育者は家庭や地域、関係機関と連携しながら、多角的に幼児教育や子育て支援を行っていく必要があります。

そのために、保育者は教育や子育て支援等の様々な分野についての研修を重ね、日々の幼児教育や子育ての支援に還元したり、振り返りながら実態に合わせて改善したりしなければなりません。

以上のような保育者の姿勢と取組が「子どもの豊かな育ちを支える」ということであり、保育者に求められることです。

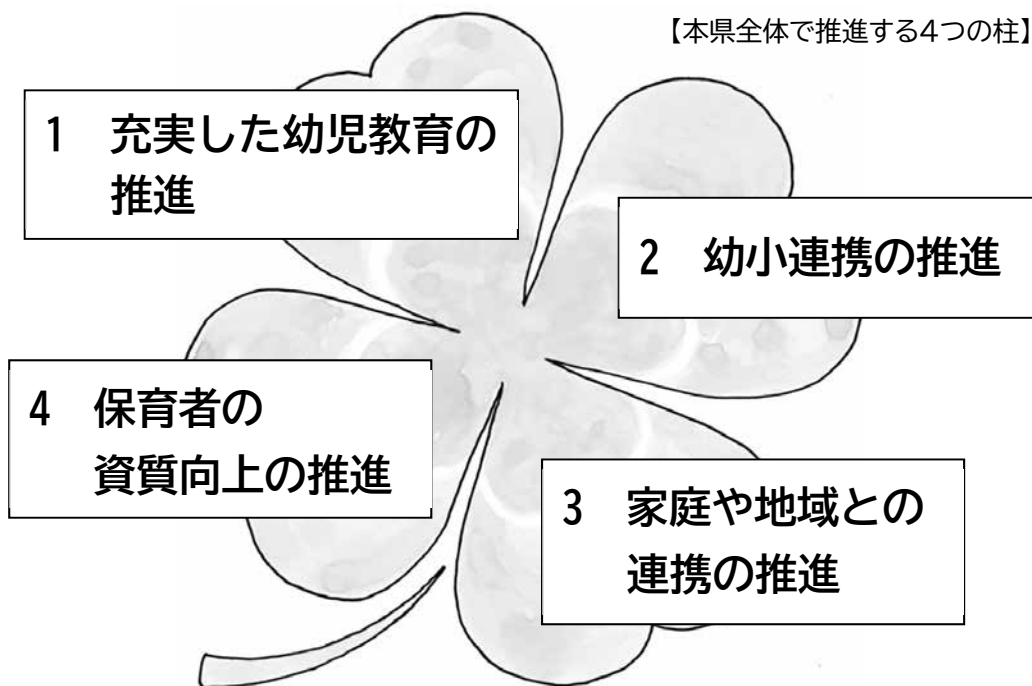
そして、求める保育者の姿を目指し、成長しようとする保育者に対し、各園や各行政機関は最大限の支援をする必要があります。特に県の行政としては、保育者のニーズと行政側の意図の両面から各種の研修機会を提供したり、各種助成を行ったりして支援していきます。(詳細は、P. 35「福島県行政の取組」参照)



本県の幼児教育において目指す「求める子どもの姿」に迫るため、推進していく柱を下図にあるように大きく4つ掲げています。

各推進の柱においては、「推進者としての取組」の項目を設け、具体的な取組内容を例示しています。取組の一つ一つが、本県の子どもの育成につながります。それぞれの立ち位置からできることに取り組み、本県で一体となって子どもたちを支えていきます。

【本県全体で推進する4つの柱】



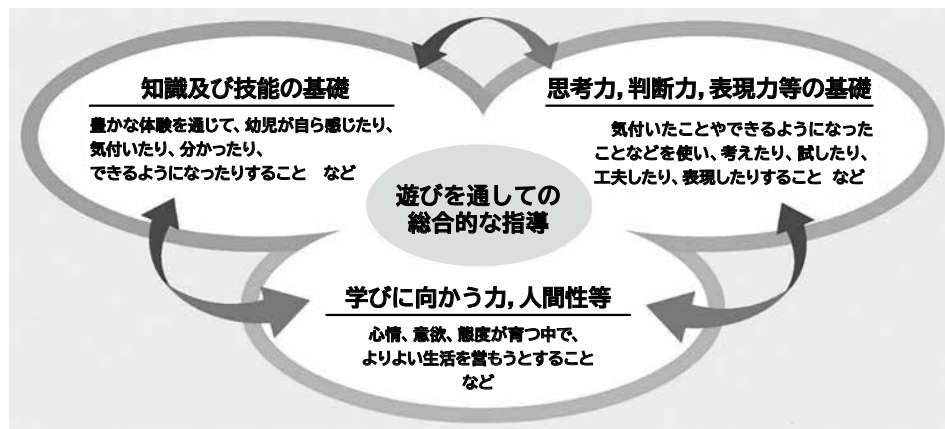
1 充実した幼児教育の推進

(1) 幼稚園教育要領等の理解に基づく幼児教育の展開

園における教育等の内容の基準である幼稚園教育要領等が平成29年3月に告示されました。

幼稚園教育要領等では、子どもに育みたい資質・能力等【図1】を共通化して明確にするなど、その内容について幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針において一層の整合性が図られました。その中では、園における教育は、子どもの自発的な活動としての「遊び」を発達の基礎を培う重要な学習であるとして、「環境を通して行う教育」を基本としています。

【図1】 幼児教育で育みたい資質・能力

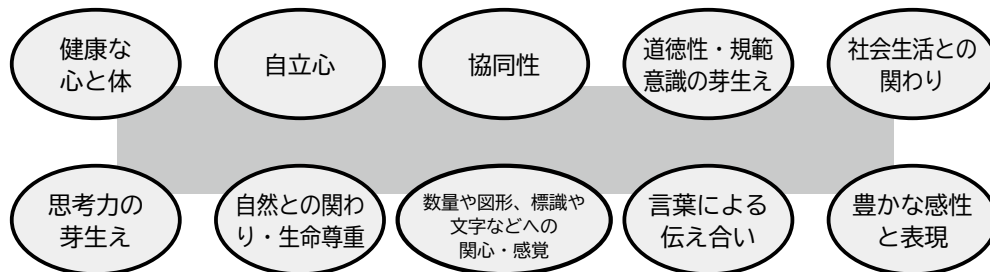


(文部科学省「幼児教育」と「小学校教育」がつながるってどういうこと 令和6年4月より抜粋)

このような環境を通した教育の中で育まれる資質・能力が形成されている子どもの幼児教育修了時の具体的な姿が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」【図2】です。この姿は到達目標ではなく、子どもの自発的な活動としての遊びを通して、幼児期に育みたい資質・能力が一人一人の発達の特성에応じて育っていく中で、子どもの姿として現れていくものであり、全ての子どもに同じように見られるものではありません。また、5歳児に突然見られるようになる姿でもありません。

【図2】

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿



今、各園においては、幼稚園教育要領等に基づき、創意工夫を生かした質の高い教育の実践が求められています。そのためには、幼稚園教育要領等の趣旨や内容について、保育者一人一人が研修や協議会等を通じ、理解を深めるとともに、現場での実践に反映させることが重要です。

<推進者としての取組>

市町村の行政として

- 主催する研修会や協議会、幼児教育アドバイザーの配置・派遣等を通じ、各園の保育者が幼稚園教育要領等の理解を深め、各園の幼児教育実践の質の向上を図ることができるように支援する。

- 地域の資源を活用し、子どもの心を揺り動かすような豊かな体験が得られる機会を積極的に設ける。

幼児教育施設として

- 幼稚園教育要領等の趣旨等を踏まえるとともに、各園の創意工夫を生かし、遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通し、資質・能力を確実に育む質の高い幼児教育を実践する。
- 保育者のスキルアップを目指し、経験年数や職域、現場の実態、困り感に応じ、各種研修会や公開保育等に参加する。

家庭として

- 園だより、ホームページ、懇談会、園舎開放、各種教室の機会等を通し、幼児教育について理解を深める。

(2) 資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメント

各園においては、幼稚園教育要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、教育目標や保育目標を設定するとともに、幼稚園教育要領等に基づいた教育課程やカリキュラム等を編成・実施・評価・改善していく「カリキュラム・マネジメント」が大切です。

カリキュラム・マネジメントを進めるに当たっては、保育者が子ども一人一人の特性を的確に把握し、子どもを理解することが基本になります。

また、カリキュラム・マネジメントでは、保育者の指導の視点を見直すことや、環境の構成を子どもの発達に沿って捉え直すことなど、比較的、日々の見直しで改善できるものもあれば、職員構成や配置、施設・設備等の改善等、長期的な見直しをもって進めるものもあります。

なお、カリキュラム・マネジメントは、各園の教育課程等に基づき、全保育者の協力体制の下、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るものです。

<推進者としての取組>

幼児教育施設として

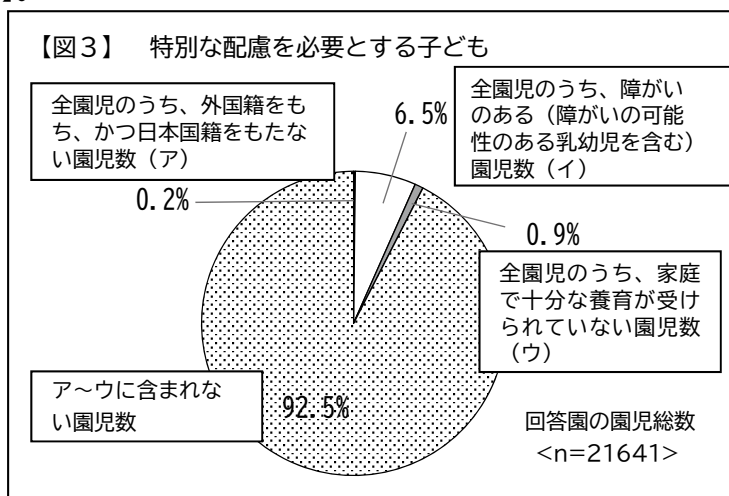
- 教育課程等の編成・実施においては、目の前の子どもの実態を踏まえた上でPDCAサイクルの好循環を通し、組織的かつ計画的に各園の教育活動の質の向上を図る。
- 教育課程等の改善に向け、必要な情報収集をしたり研修を受けたりする。

(3) 特別な配慮を必要とする子どもへの指導

各園では、障がい※1のある子どものみならず、教育上特別な配慮を必要とする子どもが在籍している可能性があることを前提に、全ての保育者が特別支援教育※2の目的や意義について十分に理解し、教育活動を行う必要があります。実

態調査においても、全体のうち約8%の子どもが特別な配慮を必要としていることが分かりました【図3】。

保育者は一人一人の子どもがもつ可能性を最大限に伸ばしながら、多様な他者を尊重し、個々の特性を認め合い、信頼し、協力し合い、対話しながら一緒に遊ぶ中で成長していく子どもたちを支えていくことが大切です。



※1 本県では、法令で定められている場合や固有名詞を除き、「障害」ではなく「障がい」と表記しています。

※2 特別支援教育とは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

① 障がいのある子どもなどへの指導

幼児教育において、障がいのある子どもなどへの指導に当たっては、子ども一人一人の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが大切です。そのためには、保育者は保護者や関係機関との連携を図り、長期的な視点で障がいのある子どもなどへの教育的支援を行うことが求められています。

障がいのある子どもなどが他の子どもと共に学ぶために安心して遊びや生活を送ることができるようにするための理にかなった変更や調整のことを合理的配慮と言い、以下の3つの観点があります。

【合理的配慮を考える3つの観点】

- ア 個別の指導計画等の作成、遊具や用具等の教育内容・方法に関する配慮
- イ 先生、支援員等の確保による支援体制の整備
- ウ 施設・設備の整備

(文部科学省・厚生労働省・内閣府「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」令和5年3月より一部抜粋)

【基礎的環境整備を捉える7つの観点】

- ア ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- イ 専門性のある指導体制の確保（例：外部の専門家の活用）
- ウ 個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- エ 教材の確保（例：拡大絵本）
- オ 施設・設備の整備（例：バリアフリー化）
- カ 専門性のある先生、支援員等の人的配置
- キ 交流及び共同学習の推進

(文部科学省・厚生労働省・内閣府「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」令和5年3月より一部抜粋)

また、合理的配慮の基礎となる基礎的環境整備の視点をもつことも大切です。基礎的環境整備とは、障がいのある子どもに対する支援を行う上での環境の整備のことです。観点として7つあります。障がいのある子どもへの指導に当たっては、一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、基礎的環境整備の状況等を踏まえ、合理的配慮を提供します。

一方で、実態調査においては、特別な配慮が必要な子どもへの支援に関する課題として、「対象児の保護者の理解が得られず支援が実施できない」という回答が多く挙げられました。合理的配慮の決定方法・提供に当たっては、子どものよりよい成長を見据え、保護者の意向を尊重しながら進めていくことが必要です。

② 外国籍の子どもや帰国した子どもへの配慮

幼児教育は、一人一人の発達の特性に応じた指導を基本としており、幼稚園教育要領等では、「一人一人の幼児を理解するに当たっては、その子どものもつ生活習慣や家庭環境などを踏まえることが重要である」旨を示しているほか、「一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、他の子どもに大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、子どもが互いを認め合う肯定的な関係をつくっていくことが大切である」としていることを踏まえつつ、文部科学省より令和2年3月に示された「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」を参考に、受け入れ時の配慮を行うことが大切です。

<推進者としての取組>

市町村の行政として

- 園での幼児教育や小学校入学に向けた就学支援を念頭に置き、乳幼児健診や5歳児健診等を活用したり、関係機関と連携したりしながら、子どもの状況把握と、早期からのきめ細かな支援を行う。
- 保健福祉部局等職員の訪問支援等を活用し、幼児教育における適切な支援について各園と確認・共有し、日々の幼児教育の改善を支援する。
- 園の状況に応じ、基礎的環境整備への支援をする。

幼児教育施設として

- 特別な配慮を必要とする子どもについては、一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、基礎的環境整備の状況等を踏まえ、合理的配慮を提供する。
- 特別な配慮を必要とする子どもや保護者への支援の在り方に関する研修を受講したり、関係機関と連携したりして、認識の更新やスキルアップを図り、日常の幼児教育や就学支援につなげる。

家庭として

- 幼児教育についての悩み、疑問、気付き等があったら、近くの園や関係機関等に遠慮なく相談する。

(4) 健康と安全

子どもが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いです。しかしながら、社会状況の変化に伴う生活環境の変化は、子どもたちの健康に影響を与えています。子どもたちの生活習慣の乱れ、スマートフォンやタブレット、通信ゲーム機等を使用するメディア依存の問題、アレルギー疾患の増加、感染症など現代的な健康課題にも適切な対応が求められています。

① 子どもの健康及び安全

子どもの健康と安全は、園の生活全体を見通し、大人の責任において守り指導していかななくてはならないものであるとともに、子ども自らが生活の中で見通しをもち、健康と安全に関する力を身に付けていくことでもあります。特に子どもの健康と安全は、疾病予防や傷害への対応だけでなく、食育の推進など生活全体にわたる実践を計画していくことが必要となります。



また、体罰及び体罰に準ずる行為といった子どもの心身に悪影響を及ぼすような不適切な保育はあってはならず、子どもの安全・安心が最も配慮されなければなりません。

② 園における安全対策と防災教育

日々の幼児教育においては、子どもの主体的な活動を尊重し、支援していくため、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものです。そのため、予防、発生時の対応、再発防止に向けての取組について十分に理解し、行っていくことが必要です。

子どもの自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮し、遊びを通しての安全指導を中心としながら、幼児教育のねらいが総合的に達成されるようにすることが大切です。したがって、園における安全に関する指導は、遊びや園生活を通し、子ども一人一人の実態に即して日常的、計画的に行われるものです。

また、交通安全の習慣を身に付けるために、日常の生活を通し、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行うことが必要です。

さらに、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な災害や犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けるためには、子どもの発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えとともに、家庭、地域社会、関係機関とも連携して子どもの安全を確保する必要があります。

<推進者としての取組>

市町村の行政として

- 不適切保育等の未然防止に向けて、園と緊密に連携し、助言や指導を実施する。
- 地域のハザードマップを関係者間で共有するとともに、地域や自治体等との合同避難訓練の実施等、実践的な場を設定する。

幼児教育施設として

- 園での子どもの食事の様子や、食育に関する取組とその意味等を保護者に伝え、家庭での食育の関心を高めるなど、家庭と連携して食育を進める。
- 風通しのよい職場環境をつくり、日々、よりよい保育に向けた振り返りを実施し、幼児教育の改善を図る。
- 日頃から安全に関する実施体制を整備するとともに、危機管理マニュアルなどを作成・活用し、園の安全管理や定期点検、事故発生時の対応等の取組が形骸化しないよう改善を図る。

家庭として

- 園における献立やおたよりで紹介される食事メニューの画像等を参考にしたり、おやつの時間を含めた参観や試食会に参加したりして、子どもと一緒に食事を楽しむとともに、家庭における食事の充実を図る。
- 日常生活を通し、体験的に交通上のきまりに関心をもたせる。

地域として

- 地域の歴史、地理的状况、過去に発生した事故や災害等について園と共有するとともに、園との避難訓練等に積極的に参加する。

2 幼小連携の推進

(1) 連携の目的

心身をはじめとする子どもの様々な発達は連続しており、就学前に培った力を基にし、小学校においてさらに成長させていくことが幼小連携の大きな目的です。

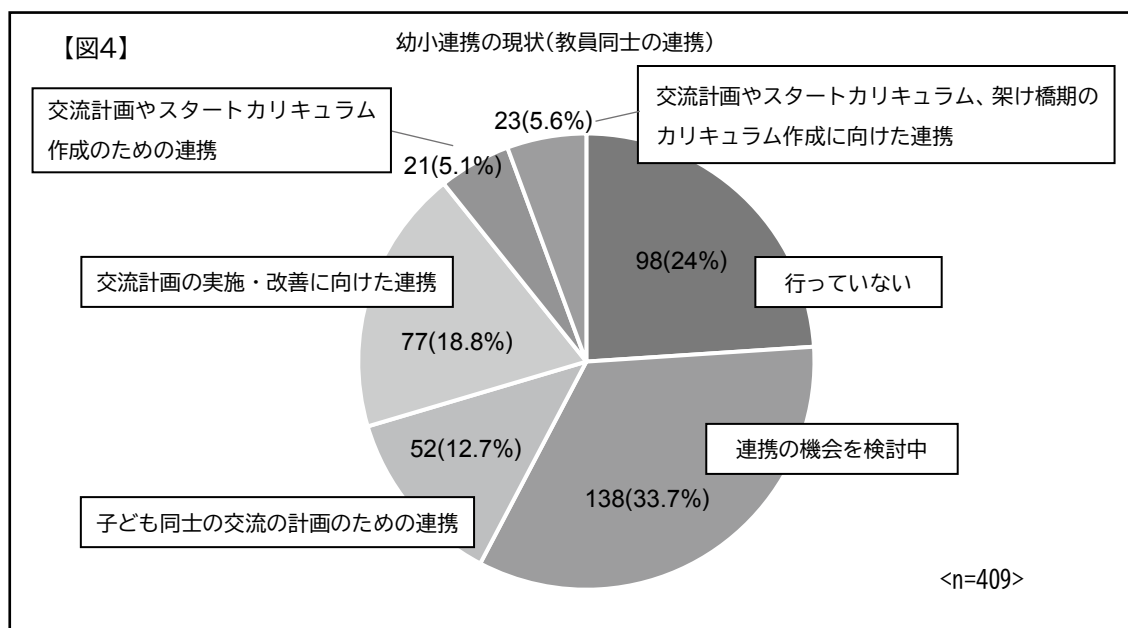
そのためには、幼児教育段階から小学校段階への移行を円滑にする必要があり、それは決して園において小学校の先取り教育をすることを意味するものではありません。

発達と学びの連続性を確保するため、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりに、幼小間において幼児期から児童期への発達の流れを理解し合ったり、計画的に子どもたちを育むカリキュラムを作成したりするなど、様々な連携を行うことが大切です。

(2) 連携の現状と課題

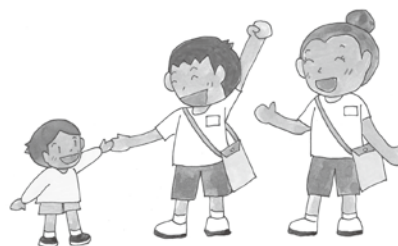
入学した1年生が、入学後から力を発揮し活躍できるようにするために、受け入れ体制やカリキュラムを工夫して編成していく必要があります。具体的には、スタートカリキュラム※1やアプローチ期のカリキュラム、架け橋期のカリキュラム※2等が、幼小連携を充実させるカリキュラムとしてあげられます。

実態調査における園からの回答【図4】によると、教員同士で何らかの連携は行っていたり検討中であったりしていますが、幼児教育段階から小学校段階への移行期に必要なカリキュラム作成に関する連携については、1割程度となっています。これは、小学校への調査においても同様であり、2割に満たない現状でした。

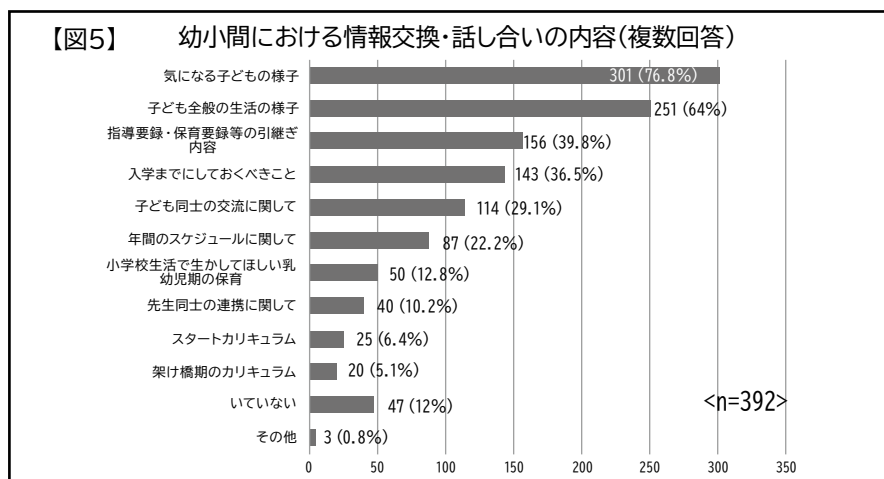


※1 小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムです。（「スタートカリキュラムの編成の仕方・進め方が分かる スタートカリキュラムスタートブック」平成27年1月 文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 参照）

※2 幼保小が協働し、共通の視点をもって教育課程や指導計画等を具体化できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとし、育成を目指す資質・能力を視野に入れながら策定していくものであり、幼保小の先生と一緒に振り返って評価し、改善・発展させていくものです。そして、取組全体を通じて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、園長・校長のリーダーシップと自治体の支援の下、園と小学校の先生が、子どもの育ちを中心に据えた対話を通して相互理解・実践を深めていくものです。（「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」令和4年3月 文部科学省 参照）



【図5】は、園から回答を得た「幼小間における情報交換・話し合いの内容」についてです。小学校への円滑な移行に深く関わるとされる「スタートカリキュラム」や「架け橋期のカリキュラム」「先生同士の連携に関すること」「小学校生活で生かしてほしい乳幼児期の保育」についての情報交換を実施している割合は、それぞれ2割以下でした。こうした結果は、小学校からの回答においても同様であり、園と小学校の教員間において、互いに参観したり、事例や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を基に協議したりする研修の機会を設け、より一層互いに理解を深める必要があります。



（3）推進者としての取組

① 幼児教育と小学校教育の相互理解の促進について

幼児教育と小学校教育双方の教育内容や、指導方法等の違いや共通点について理解し合うことができるようにするために、各関係者が取り組む方向性を以下に示します。

市町村の行政として

- 見通しのある幼小連携に関する会合や研修機会の計画を立てる。

- 幼小連携の目的や内容について共通理解を図るために、園及び小学校の教職員合同の研修を実施する。
 - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」への理解を深める研修
 - ・ 異校種参観研修
 - ・ 架け橋プログラムに基づく幼児教育関係者等による架け橋期のカリキュラム開発会議の設置・実施や架け橋期のカリキュラム作成に向けた研修 など
- 幼小連携体制構築や連携実践等の取組に関する情報を発信する。

幼児教育施設・小学校として

- 幼稚園幼児指導要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録、保育所児童保育要録や個別の教育支援計画等を活用し、個々の子どもの育ちを引き継ぐ。(年度末に引き継いだ場合は、確実に次年度の関係者にも引き継いでいく。)
- 幼小連携担当者を選出し、連携体制を築く。
- 隣接幼小施設からの連携の相談・依頼等に対し、互いに子どもを育む立場として協働的に関わる。
- 幼小双方の子どもが育つ効果的な交流の機会の計画や双方の職員による合同研修会を年間計画に位置付け実施する。
 - ・ 幼小間共通で求める子ども像の設定や、それに向けた効果的な子ども同士の交流、必要な職員の連携等を話し合う研修
 - ・ 子ども同士の交流活動や行事等の見学・参加等に関し、幼小の職員間で話し合う研修
 - ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解を深める研修
 - ・ 幼小双方の教員による授業参観及び子ども同士の交流活動 など
- 幼小双方の取組を知らせるおたよりを隣接幼小施設や保護者等へ周知・配付する。

② 接続期のカリキュラムの編成・改善について

幼児教育段階から小学校教育段階への移行を円滑にするために行われている入学当初のスタートカリキュラムや、就学前の1年間と入学後の1年間を合わせた2年間に渡る架け橋期のカリキュラムの効果的な実施のために、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（令和4年3月 文部科学省）や「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム（スタートカリキュラム導入・実践の手引き）」（平成30年3月 文部科学省等 編著）等を参考にしながら、各関係者が取り組む方向性を以下に示します。

市町村の行政として

- モデルカリキュラムや実態調査等の先進事例を各園や各小学校等に紹介する。
- 各カリキュラム作成に向けた関係者による開発会議や研修を企画し、実施する。
- 園や小学校への訪問時に、カリキュラムに関しての指導助言を行う。

幼児教育施設・小学校として

- 実情に応じたカリキュラム検討体制を構築したり、協働的に進める雰囲気を作成したりする。
- 年間計画等へ日常的な交流や合同研修の実施等を位置付ける。
- 幼小の円滑な接続を意識したカリキュラムを編成する（架け橋カリキュラム、スタートカリキュラム、生活科カリキュラム、アプローチ期のカリキュラム等）。



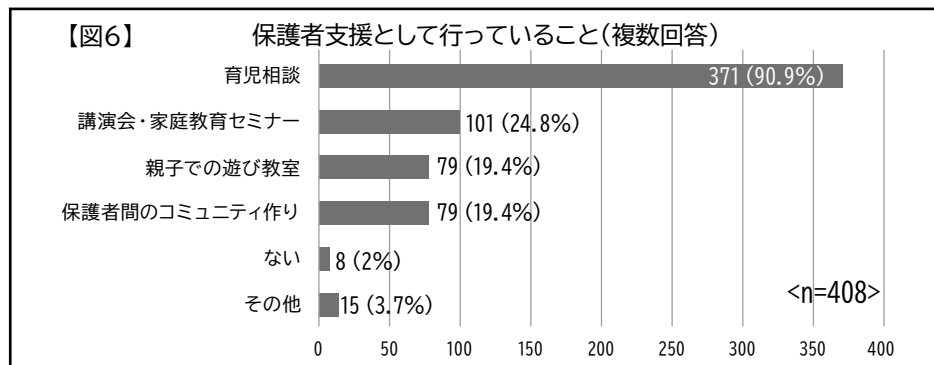
3 家庭や地域との連携の推進

(1) 保護者との連携

① 現状

保護者への支援については、園や保育者と保護者が共通理解を図るとともに、保護者の不安を解消し、安定した気持ちで保護者が子どもを育てていくことができるように働きかけていくことが重要です。

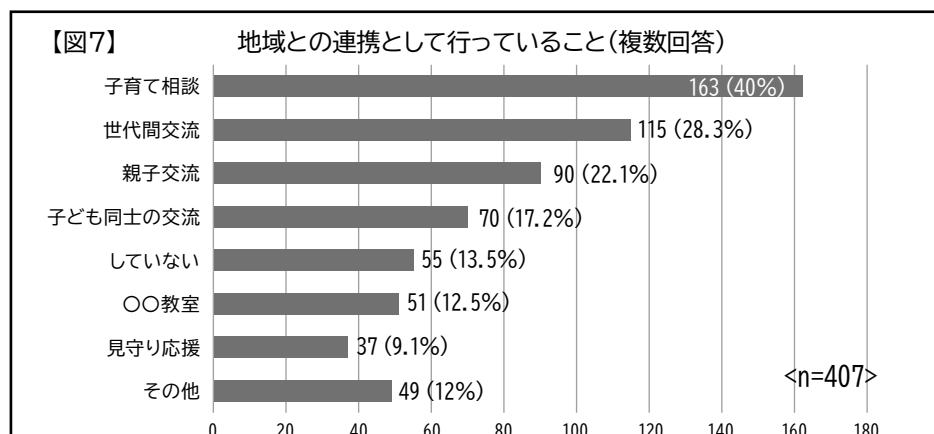
実態調査【図6】では、園において実施している保護者支援の内容について聞いています。ここでは、子どもの成長や性格、発達障がい、食事、言葉遣い、言葉がけなどの「育児相談」が最も多く、「講演会・家庭教育セミナー」や「親子での遊び教室」「保護者間のコミュニティ作り」の3～4倍の多さであり、育児相談のニーズの高さや育児への支援に対する園の役割の重要性が見て取れます。



保護者が安心して子育てを行っている地域では、子どもの生活が家庭を基盤とし、地域や園とつながりながら営まれています。

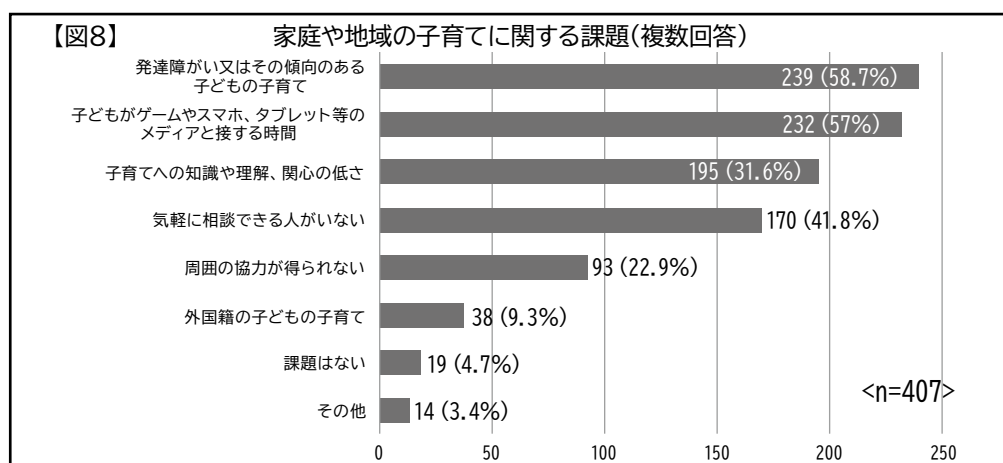
保護者、園、地域の連携を確立し、協力しながら子育てを行うという認識をもつことが大切です。

また、園は、地域の子どもの成長や発達を促進する場である地域子育て支援センターとしての大きな役割を担っているという前提に立つ必要があります。実際、実態調査【図7】にあるように、「子育て相談」や「世代間交流」、「親子交流」などを実施し、地域で子育てしている保護者を対象に子育て支援を行っています。



② 課題

実態調査【図8】では、家庭や地域の子育てに関する課題について聞いています。ここでは、子どもの特性に関することや子育ての悩みを気軽に相談できる相手を必要としていることなどが分かります。悩みを抱えたまま子育てしている保護者を孤立させず、園や地域、関係機関等で、専門的な機関との連携も視野に入れながら、保護者支援に取り組む必要があります。



(2) 地域や関係機関との連携

① 連携の必要性

地域や関係機関との連携においては、幼児教育に関わるすべての推進者が子育て支援に関わる地域の貴重な人材や関係機関の役割・機能をよく理解し、幼児教育を実施することが求められます。状況によって産前期の保護者も対象の範囲に含めながら、効果的に地域や関係機関と連携して支援をしていく必要があります。

また、連携の際は、地域の人材や関係機関との連携を図る目的や方向性について共通理解を図り、課題や情報を共有しながら取り組んでいくことが大切です。

② 課題

関係機関や関係者は様々であり、それぞれの十分な活用が求められています。地域の人材を有効に活用したり、関係機関との連携を考えたりする際には、各市町村・地域の人材バンク、各種団体、関係機関、子育てに関する支援事業等を各園で把握していることが大切になります。

＜関係機関や関係者の例＞

児童相談所、福祉事務所、保健センター、保健福祉センター、
児童発達支援センター、療育センター、小学校、中学校、特別支援学校、
高等学校、大学、特別支援学校地域支援センター、特別支援教育センター、
教育センター、教育事務所、こども家庭センター、
地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター、児童館、公民館等)、
ファミリー・サポート・センター社会福祉法人、特定非営利法人(NPO)、
社会福祉協議会、ボランティア協会、児童委員、主任児童委員、民生委員、
自治会役員 など

特に、関係機関や関係者は、配慮を必要とする子どもへの対応に関し、極めて重要な役割を担っており、互いに連携を図っていかなければなりません。

また、小学校、中学校、高等学校が実施している児童生徒向けの乳幼児とのふれあい交流や保育体験に対し、園として協力することが、将来に向けての地域の子育て力の向上につながるという認識をもつことも大切です。

(3) 推進者としての取組

① 保護者との連携について

保護者支援についての現状と課題を踏まえ、保護者が、園での幼児教育や子どもの発達の道筋、子どもへの関わり方などへの理解を一層深めるとともに、保護者同士がつながりをもち安心して子育てができるように、関係者が取り組む方向性を以下に示します。

市町村の行政として

- 子育て支援ネットワークづくりをし、情報を発信する。
- 子育て支援サービスの充実及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。
- 所管園等への保護者支援に関する情報提供をするとともに指導・助言を行う。

幼児教育施設として

- 地域子育て支援センターの役割を職員間で共通理解し、充実させる。
- 保護者との日常的なコミュニケーションを図り、保護者の子育てへの支援についての要望を把握する。
- 保育参観や保育への参加の計画・実施により、保護者間の交流や子育て情報の発信を行う。
- 未就園児への園舎・園庭開放を行い、家庭で子育てをする保護者が相談しやすい機会や場を提供する。

保護者として

- 日常的に、子どもについての情報交換を園と行う。
- 地域にある園における行事に積極的に参加する。
- 園や市町村行政からの子育てに関する情報に関心をもち、子育てや地域の子育て支援事業について理解する。

地域として

- 子育て家庭や保護者に対し、地域行事や近隣の園での催し事への案内を行う。

② 地域や関係機関との連携について

地域や関係機関との連携についての現状と課題を踏まえ、就学前の子どもの保護者や産前期の保護者等が安心して適切な子育てができるように、実態に合わせた有効な連携について各関係者が取り組む方向性を以下に示します。

市町村の行政として

- 福祉部局と教育委員会が連携し、窓口を一本化したり子育て支援事業を企画したりするなど、子育てニーズに対応した具体的な取組を行う。
- 地域人材の活用や関係機関等との連携体制づくりをし、関係機関同士をつなぐコーディネートを行う。

幼児教育施設として

- 地域人材の発掘・活用や関係機関との連携を進めるための情報を収集したり、発信したりする。
- 地域人材を活用し、世代間交流や地域の方との交流の場を設定する。
- 小学生等の乳幼児とのふれあい交流や、中高生の保育体験の機会を提供したり受け入れたりし、幼い子どもの理解、養育者の役割の理解、子育て支援の理解等を支援する。
- 地域の子育ての支援事業の状況や計画を把握し、年間計画に位置付ける。
- 家庭で子どもを支える重要な役割をもつ保護者を孤立させないよう、地域に働きかけたり関係機関と連携したりして保護者を支える。
- 不適切な養育に関し、速やかな対応ができるように地域や関係機関と連携する。

地域として

- 園との連携について、相談する機会をつくる。
- 園や地域行事について、子育て家庭に知らせたり、一緒に参加したりする。
- 園での各種活動に対し、外部講師として参加し、子どもの体験活動や交流を充実させる。

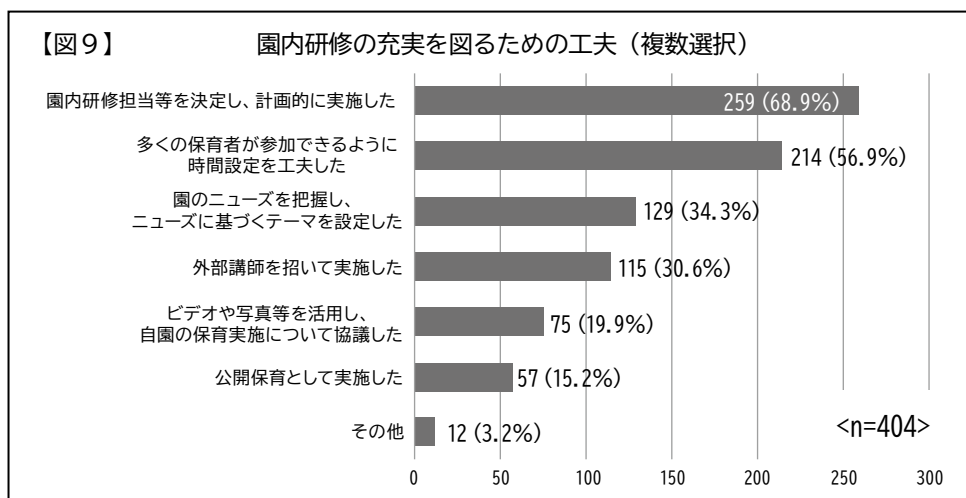


4 保育者の資質向上の推進

(1) 園内研修の充実

子どもの具体的な姿から幼児理解を深め、保育の質を高めていくためには、保育者が共に学び合うことが重要です。

園内研修においては、新規採用者から経験を積んだ保育者まで全員が自己の実践を振り返ることが大切です。その上で、具体的な子どもの姿や遊び、環境などを共有し、より細かな子どもの心の動きや活動内容、子ども同士の関係性の変化などを取り上げ、今後の保育のねらいを語り合ったり、現在の保育の課題を共通理解したり、解決に向けて組織的に取り組んだりする研修内容が考えられます。このように保育者が学び合って、保育者としての専門性を磨いていくためには、保育者一人一人のよさが引き出され、課題が共有されるような園の雰囲気や研修方法・内容をつくっていくことが重要です。実態調査によると各園で様々な工夫をしながら園内研修を実施していることが分かります【図9】。



今後も、保育者同士、自分の考えや見取った※1子どもの姿、環境の構成の工夫等を交流できるよう、一人一人の保育者が受け身にならず、積極的に保育士同士で対話することに努めることが大切です。

また、保育者の資質向上に向け、定期的な園内研修も不可欠です。よりよい研修にするためには、次のような視点があります。

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 保育者同士の関係性 | ② 研修の雰囲気 |
| ③ 語られている内容 | ④ 研修の方法（進め方） |

※1 子どもを見取るとは、保育者等が子ども一人一人の育ちや学びの姿をありのままに丸ごと捉えることを表します。また、見取ったことは、保育者等が幼児理解を深める際や、その後の指導を考える際等に活用されます。

(2) 園外研修の活用

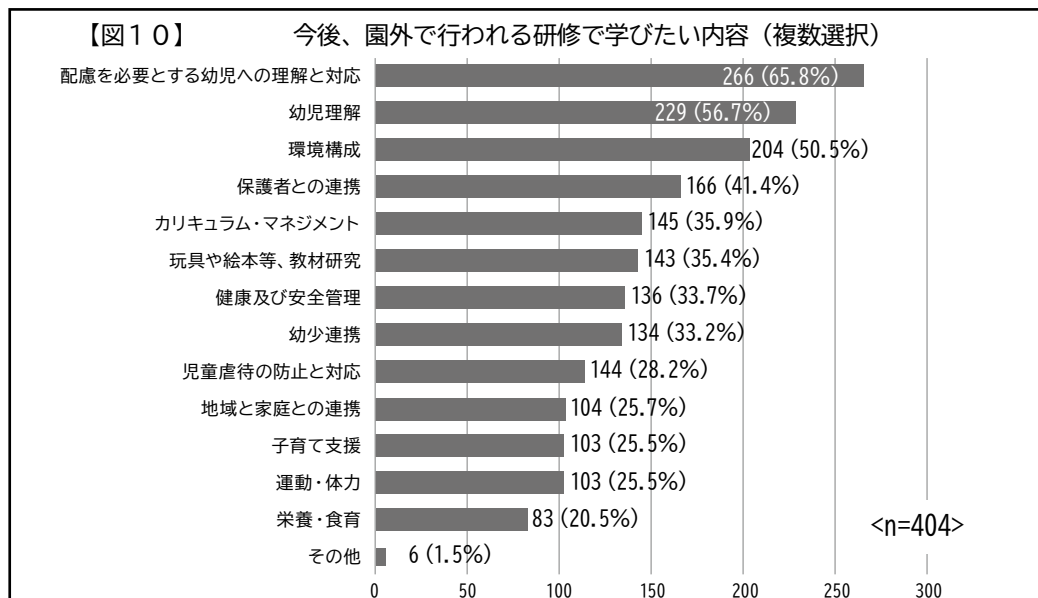
園外研修には様々な種類のものがありますが、大きく分けて以下の2つの研修があります。

① 他園の保育参観研修

他の園の保育を見て学び合う園外研修では、普段当たり前と思っている自分の保育観や自園の保育理念が、他者との比較によって意識化されます。子どもの姿や環境の意味をどのように捉えるか、どこまで見守り、どこからどのように声をかけて援助するかなど、自分の日頃の実践と比較しながら、他の実践の意味を問い、考えることが重要です。また、園外研修での気づきを、自園に持ち帰り実践することは、自身の園内でも個々の保育者の子どもの見取り方等が異なることへの気づきやそれぞれの実践の意味や保育観を考えるきっかけにつながり、保育者の資質向上の機会となります。

② 外部の研修会等

保育者一人一人のキャリアアップを図るために、保育者を対象とした各種研修を受講したり、自園の課題や保育者自身のニーズに基づき、自治体や幼児教育関係団体等が実施する研修会や協議会に参加したりすることも重要です。実態調査によると【図10】のような研修に関するニーズがあることが分かりました。

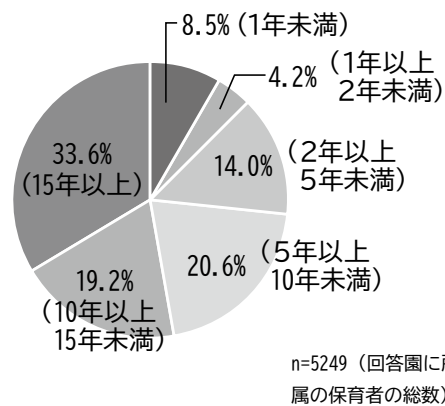


また、管理職や経営者が研修会に参加し、マネジメント能力の向上や意識改革を図ることも大切です。そのことは、保育者一人一人の能力を十分に発揮できる職場環境の整備にもつながります。

- (3) 組織的、計画的な人材育成
本県の園においては、保育者のおよそ半数が経験10年未満であることが分かりました【図11】。そのため、各園においては、組織的、計画的に経験年数の短い保育者を支援する体制をつくることが重要です。

また、新規採用者、中堅の経験者、管理職等といった経験年数や園内での職域に応じて求められる力やキャリアステージに応じた十分な研修の機会を確保することも必要です。

【図11】 保育者の経験年数別割合



- (4) 資質向上に向けた体制づくり

保育者等の研修機会の確保や研修内容を効果的に身に付けるためには、時間的余裕や職場の支援体制、フォローし合う職場の雰囲気づくり等が不可欠です。

特に管理職は、勤務実態を把握し、研修の時間を捻出するために具体的な働き方改革の策を示したり、研修中における保育の支援体制の構築を行ったりする必要があります。例えば、園内業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）化や慣例化している業務の見直し等が考えられます。

また、職員間のコミュニケーションを日頃から円滑にして互いにフォローし合う関係性を構築し、園内研修を活性化したり、安心して園外研修に出やすい雰囲気をつくったりすることが大切です。

- (5) 推進者としての取組

保育者の資質向上に向けて、各関係者が取り組む方向性を以下に示します。

市町村の行政として

- 各園における園内研修や経験年数の短い保育者に対して、的確かつ具体的な指導・助言ができるアドバイザー等を配置・派遣できるような体制をつくる。
- 新規採用者、中堅の経験者、管理職等といった経験年数や園内での職域に応じた研修の機会を提供する。
- 再就職者や復職者に対し、学び直しの機会を提供する。
- 園内の業務改善及び研修時間の確保に向けたDX化を支援する。
- 保育者の人材育成として、保育人材の確保を組織的・計画的に行う。

幼児教育施設として

- 園内研修リーダー等を中心に、実践上の課題や悩みなどを基にした計画的・実践的な園内研修を実施する。
- 日々の実践の記録や振り返りを通して自己評価し、実践の改善を図る機会を継続的につくる。
- 園外研修での学びを自園内で共有し、実践に取り入れるなど、往還型の研修になるようにする。
- キャリアステージやライフステージに応じた研修を一人一人が受講できるようにするとともに、保育者が自覚的、計画的に研修を受講できるよう主な研修の跡を可視化して記録に残す。
- 保育の支援体制構築やあたたかい職場の雰囲気づくりを推進し、保育者等の研修機会を確保する。
- 園内業務のDX化を積極的に取り入れ、研修時間を捻出する。



4 福島県行政の取組

令和6年10月時点

本振興指針において推進する4つの柱を包括的に支援する本県の行政における各種取組について、県庁内3課（総務部私学・法人課、こども未来局子育て支援課、教育庁義務教育課）での内容を中心に掲載しています。

1 ふくしま幼児教育研修センターの役割

【図1】の右下に示されているように、県内の幼児教育施設を所管する県庁内の3つの課の業務の一部を一元化し、令和5年4月に「ふくしま幼児教育研修センター」を開所しました。本センターは、主に保育者向けの研修を通して保育者の資質向上を図り、幼児教育の質の向上や幼小連携の充実を支えていく機能をもっています。

公立・私立の別や施設類型の別なく、あらゆる幼児教育施設の保育者を対象とした各種研修について、幼児教育現場のニーズを捉えながら本センター内で企画し、実施しています。

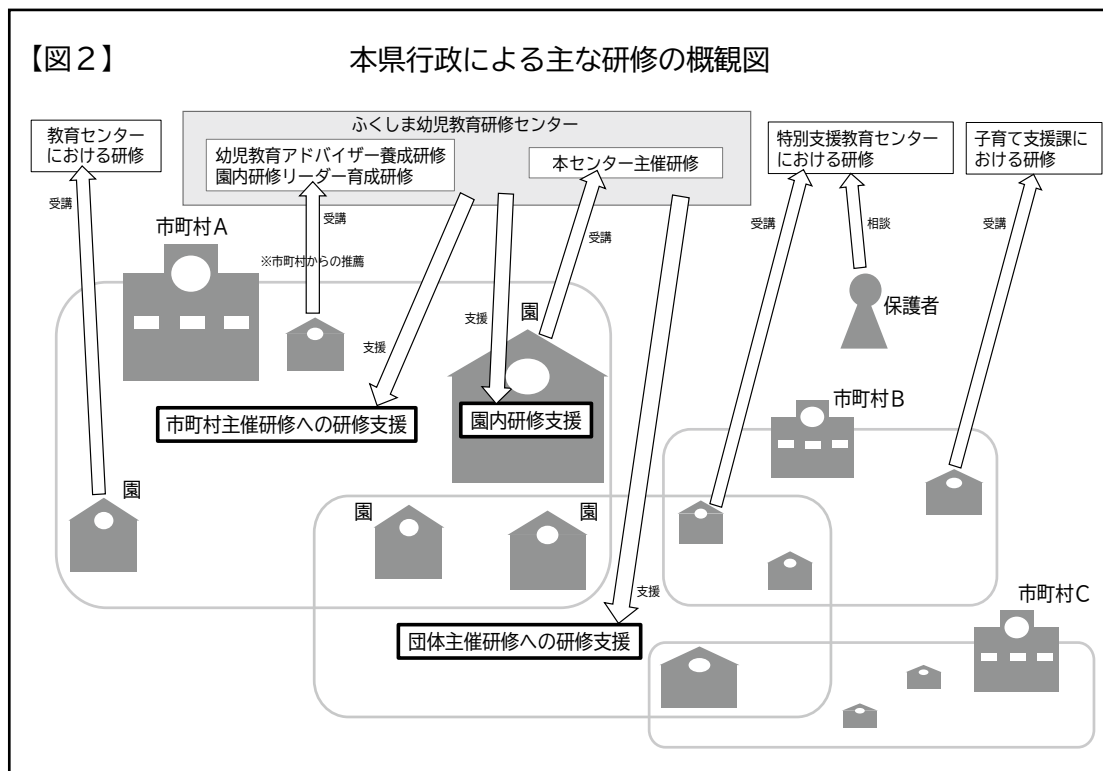
また、県内の幼児教育に関する先進的な取組等をホームページなどを活用し、随時発信しています。

さらに、各種関係課と連携しながら、各市町村の行政や各園等への幼児教育に関する各種通知等（安全面の指導の徹底や幼児教育上の留意事項、子育て支援等）の周知も行います。



2 保育者等への研修機会の充実に向けて

本県の行政において、保育者の資質向上に資する各種研修の概観は【図2】のとおりです。それぞれの研修についての概要は、以下（１）～（４）に示しており、これらの研修を通してよりよい幼児教育に向けて成長しようとする現場の保育者を支援していきます。



（１） ふくしま幼児教育研修センターによる研修

ふくしま幼児教育研修センターでは、幼稚園教育要領等のさらなる理解、教育課程等の編成、指導計画・カリキュラム作成、遊びの在り方、環境の構成、適切な保育、特別な配慮を必要とする子どもへの指導、安全指導・安全管理、園務改善の工夫、幼小連携、人材育成等々の研修を企画立案して研修を開催したり、園や市町村幼児教育施設団体等の要望に応じた内容で研修支援を行ったりしています。

① 園内研修支援

常駐の指導主事等が、幼稚園、保育所、認定こども園からの園内研修のニーズに応じて出向き、指導・助言を行います。

② 研修支援

各種幼児教育施設団体や各市町村主催の幼児教育研修等において、テーマに応じた講義や演習等を行います。



③ 幼児教育アドバイザー養成研修・園内研修リーダー育成研修

市町村から推薦を受けた保育者等に対し複数年の研修を実施し、幼児教育アドバイザーと園内研修リーダーを養成・育成します。育成後は、各自治体や園内における幼児教育の質の向上に向けて活躍できるように、働きかけていきます。

④ ふくしま幼児教育研修センター主催研修

ふくしま幼児教育研修センター主催による幼児教育行政担当者向けの研修や保育者向けの研修について、現状や時期に合わせて必要な研修内容・研修方法を検討し開催します。

(2) 教育センターによる研修

- 公立幼稚園等新規採用教員と中堅教諭等資質向上研修を行います。

(3) 特別支援教育センターによる研修

- 特別な配慮を必要とする子ども等の理解や指導の在り方、教育相談等に関する研修を行います。

(4) 子育て支援課による研修

- 保育人材の資質向上を図るため、子育て支援員研修や保育士等キャリアアップ研修、安全対策に関する研修等を実施します。

3 子育ての支援に向けて

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、市町村等と連携し、子育て支援サービスの充実を図ります。

- (1) 園による預かり保育や延長保育など、多様な保育サービスの提供について支援します。
- (2) 保護者の子育てに関する相談への対応や情報提供など、園の地域における子育て支援の取組を支援します。
- (3) 児童福祉部門と母子保健部門が連携し、妊産婦や子どもへの相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」の機能充実を支援します。
- (4) 子どもたちの育ちを促す遊びや保育環境の実践例をまとめたガイドラインである「すくすくスケール」を活用し、園におけるそれぞれの実情に応じた遊びの環境、保育環境づくりを支援します。



4 保育人材の確保等に向けて

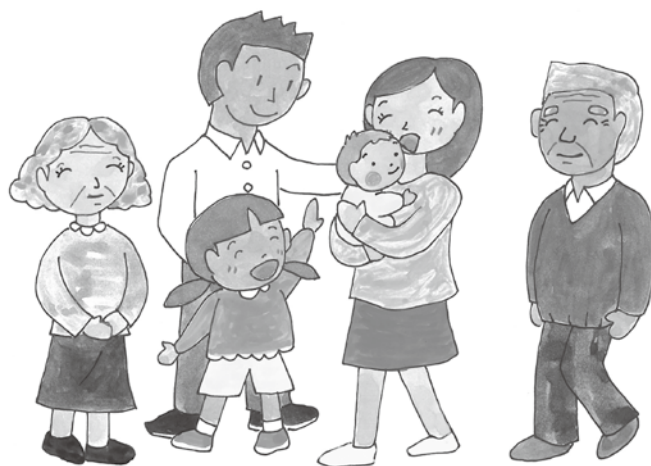
より質の高い幼児教育が提供されるよう、市町村等と連携し、保育人材の確保及び資質の向上を図ります。

- (1) 地域の実情に応じた保育需要に対応するため、市町村等が実施する保育人材の確保に必要な経費の一部を補助します。
- (2) 特別な配慮を必要とする子どもへの保育士の対応力向上の支援や、保育士支援アドバイザーによる保育士の離職防止・定着に繋がる取組を行います。

5 施設・設備面の改善に向けて

子どもの安全・安心を確保し、健やかに育つことができる環境整備を支援します。

- (1) 市町村等が実施する幼児教育施設の新築や改築等の施設整備を支援します。
- (2) 子どもの発達に欠かせない「遊び」が充実するよう園庭等の改善を支援します。



5 参考資料等

1 主な法令等の変遷

近年の幼児教育に係る主な法令等の変遷について、まとめています。

年 月 日	法 令 等
平成18年10月	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行
平成18年12月	教育基本法 前文改正
平成27年 4月	子ども・子育て支援法 施行
平成28年 5月	児童福祉法等の一部を改正する法律 成立
平成29年 3月	幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 告示
令和 元年 6月	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正 公布
令和 5年 4月	こども基本法 施行
令和 5年 6月	第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）閣議決定

2 参考通知等

- ・保育所における感染症対策ガイドライン 令和5年5月一部改定 こども家庭庁
- ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
令和5年5月 こども家庭庁
- ・障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導
令和5年3月 文部科学省・厚生労働省・内閣府
- ・学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～
令和5年2月 中央教育審議会初等中等教育分科会・幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会
- ・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）
令和4年3月 文部科学省
- ・保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 議論の取りまとめ
令和2年6月 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会
- ・幼児教育の質の向上について（中間報告）
令和2年5月 幼児教育の実践の質向上に関する検討会
- ・外国人幼児等の受入れにおける配慮について 令和2年3月 文部科学省
- ・一人一人に応じた教育及び保育を展開していくために～幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育及び保育の質の向上に向けた実践事例集～ 令和2年3月 内閣府
- ・保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版） 令和2年3月 厚生労働省
- ・子どもを中心に保育の実践を考える～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～
令和元年6月 厚生労働省
- ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版） 平成31年4月 厚生労働省

- ・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 平成31年3月 文部科学省
- ・幼稚園施設整備指針 平成30年3月 文部科学省
- ・発達や学びをつなぐスタートカリキュラム 平成30年3月 文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引き 平成30年2月 文部科学省
- ・保育士等キャリアアップ研修の実施について
平成29年4月1日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知
- ・幼稚園教育要領 平成29年3月告示 文部科学省
- ・保育所保育指針 平成29年3月告示 厚生労働省
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領
平成29年3月告示 内閣府・文部科学省・厚生労働省
- ・スタートカリキュラムの編成の仕方・進め方が分かるスタートカリキュラムスタートブック
平成27年1月 文部科学省・国立教育政策研究所教育課程研究センター
- ・幼児期運動指針 平成24年3月 幼児期運動指針策定委員会
- ・保育所における食事の提供ガイドライン 平成24年3月 厚生労働省
- ・幼稚園における学校評価ガイドライン（平成23年改訂） 平成23年11月 文部科学省

3 参考刊行物

- ・幼保連携型認定こども園における園児が心を寄せる環境の構成
令和4年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省
- ・指導と評価に生かす記録 令和3年10月 文部科学省
- ・障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
令和3年6月 文部科学省
- ・幼児理解に基づいた評価 平成31年3月 文部科学省
- ・幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開 令和3年2月 文部科学省
- ・健康教育のてびき 平成30年3月 福島県学校保健会・福島県教育庁健康教育課

4 本県の各種計画等

- ・福島県総合計画（2022年～2030年） 令和4年3月 福島県
- ・第7次福島県総合教育計画（令和4年度～12年度） 令和3年12月 福島県・福島県教育委員会
- ・第二期福島県子ども・子育て支援事業支援計画（令和2年度～6年度） 令和2年3月 福島県
- ・ふくしま新生子ども夢プラン（令和2年度～6年度） 令和2年3月 福島県
- ・うつくしまっ子幼児教育振興ビジョン 平成18年2月 福島県教育委員会

【 令和5年度 連携会議委員一覧 】

桜の聖母短期大学
 国立大学法人福島大学
 福島学院大学
 郡山女子大学短期大学部
 福島県都市教育長協議会
 福島県町村教育長協議会
 福島県国公立幼稚園・こども園協議会
 福島県私立幼稚園・認定こども園連合会
 福島県保育協議会
 福島県認定こども園協会
 福島県小学校長会
 福島県私立幼稚園・認定こども園 PTA 連合会
 福島県総務部私学・法人課
 福島県保健福祉部こども未来局子育て支援課
 福島県教育庁義務教育課

学長	西内 みなみ
教授	原野 明子
准教授	二谷 京子
講師	安部 高太朗
福島市教育委員会教育長	佐藤 秀美
川俣町教育委員会教育長	佐久間 裕晴
福島市立清水幼稚園長	佐藤 一男
飯坂恵泉幼稚園長	舟山 千賀子
聖心三育保育園長	渡邊 栄美
まゆみ学園理事長	古渡 一秀
福島市立福島第三小学校長	齋藤 雅敏
福島愛隣幼稚園長	木村 恵美子
課長	小林 孝
課長	石井 毅
課長	川井 孝寿

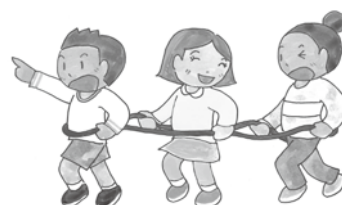
【 令和6年度 連携会議委員一覧 】

桜の聖母短期大学
 国立大学法人福島大学
 福島学院大学
 郡山女子大学短期大学部
 福島県都市教育長協議会
 福島県町村教育長協議会
 福島県国公立幼稚園・こども園協議会
 福島県私立幼稚園・認定こども園連合会
 福島県保育所（園）・認定こども園協議会
 福島県認定こども園協会
 福島県小学校長会
 福島県私立幼稚園・認定こども園 PTA 連合会

 福島県認定こども園協会

 福島県総務部私学・法人課
 福島県保健福祉部こども未来局子育て支援課
 福島県教育庁義務教育課

理事長	西内 みなみ
教授	原野 明子
准教授	二谷 京子
講師	安部 高太朗
福島市教育委員会教育長	佐藤 秀美
川俣町教育委員会教育長	佐久間 裕晴
福島市立まつかわ幼稚園長	遠藤 嘉人
飯坂恵泉幼稚園長	舟山 千賀子
聖心三育保育園長	渡邊 栄美
まゆみ学園理事長	古渡 一秀
福島市立福島第三小学校長	齋藤 雅敏
幼保連携型認定こども園神愛幼稚園長	板垣 恵
認定こども園会津若葉幼稚園保護者	井浦 希美
課長	寺島 由悟
課長	石井 毅
課長	川井 孝寿



【 令和5年度 ワーキング・グループ構成員一覧 】

白河市立ひがし幼稚園	園長	永山	広美
福島市立まつかわ幼稚園	園長	遠藤	嘉人
郡山女子大学附属幼稚園	園長	賀門	康博
神谷こども園	副園長	佐藤	智彦
認定こども園会津若葉幼稚園	園長	中沢	幸恵
認定こども園野のはな	園長	岡村	宣
小島保育園	園長	伊藤	美智子
ほくしん保育園	園長	阿部	律子
福島県教育センター	指導主事	今野	宏哉
福島県特別支援教育センター	指導主事	泉	翔子
福島県教育庁県北教育事務所	社会教育主事兼指導主事	伊藤	絵美
福島県教育庁県中教育事務所	指導主事	影山	さゆり
福島県教育庁県南教育事務所	指導主事	武田	妙子
福島県教育庁会津教育事務所	指導主事	松井	誓子
福島県教育庁南会津教育事務所	指導主事	君	佳子
福島県教育庁相双教育事務所	指導主事	渡邊	智幸
福島県教育庁相双教育事務所	指導主事	今野	智功
福島県教育庁いわき教育事務所	指導主事	鈴木	真由美
福島県総務部私学・法人課	主任主査	佐藤	保広
福島県保健福祉部こども未来局子育て支援課	主査兼義務教育課指導主事	瀬川	満美子
福島県教育庁義務教育課	主任指導主事	青田	伸一
福島県教育庁義務教育課	指導主事	米屋	真由美
福島県教育庁義務教育課	指導主事	渡部	和幸
福島県教育庁義務教育課	幼児教育専門員	菅野	陽子

【 令和6年度 ワーキング・グループ構成員一覧 】

福島市立清水幼稚園	園長	井上	明浩
湯川村立ゆがわ幼稚園	園長	清水	美佳
郡山女子大学附属幼稚園	園長	賀門	康博
神谷こども園	副園長	佐藤	智彦
認定こども園会津若葉幼稚園	園長	中沢	幸恵
認定こども園あそびの森	副園長	松本	大樹
小島保育園	園長	伊藤	美智子
ほくしん保育園	園長	阿部	律子
福島県教育センター	指導主事	赤津	功
福島県特別支援教育センター	指導主事	尾形	真知子
福島県教育庁県北教育事務所	社会教育主事兼指導主事	伊藤	絵美
福島県教育庁県中教育事務所	指導主事	影山	さゆり
福島県教育庁県南教育事務所	指導主事	武田	妙子
福島県教育庁会津教育事務所	指導主事	松井	誓子

福島県教育庁南会津教育事務所	指導主事	君	佳子
福島県教育庁相双教育事務所	指導主事	矢内	丈博
福島県教育庁いわき教育事務所	指導主事	黒津	牧花
福島県総務部私学・法人課	主任主査	佐藤	保広
福島県保健福祉部こども未来局子育て支援課	主査兼義務教育課指導主事	篠木	美佐子
福島県教育庁義務教育課	主任指導主事	青田	伸一
福島県教育庁義務教育課	指導主事	渡部	和幸
福島県教育庁義務教育課	指導主事	佐藤	紅美子

【 事務局 】

福島県総務部私学・法人課 福島県こども未来局子育て支援課 福島県教育庁義務教育課

【 幼児教育振興指針策定の経過 】

令和5年度

令和5年 7月	第1回連携会議
令和5年 8月	第1回 WG オンライン会議
令和5年 9月	第2回 WG オンライン会議
令和5年10月	第2回連携会議
令和6年 1月	第3回 WG オンライン会議
令和6年 1月	第3回連携会議

令和6年度

令和6年 5月	第1回 WG オンライン会議
令和6年 6月	第1回連携会議
令和6年7～8月	パブリック・コメント
令和6年 10月	第2回 WG オンライン会議
令和6年 10月	第2回連携会議



本文中に出てくる「福島県幼児教育に係る実態調査」の結果や本振興指針に関するパブリック・コメント、ふくしま幼児教育研修センターの各情報を閲覧することができます。



<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/youjikyoku.html>

福島県幼児教育振興指針

令和6年10月発行
福島県
福島県教育委員会

ふくしま幼児教育研修センター
福島県福島市瀬上町字五月田16番地
電話 024-554-1808 FAX 024-554-1808
メール youji-gr@fcs.ed.jp
